

小金井市立南小学校 コミュニティ・スクール

子供・保護者・地域・学校が
「笑顔いっぱい、わくわくいっぱい」に



今日が楽しく、明日が待たれる学校づくり

昭和は大家族、平成は核家族、令和は地域家族、「地域と共にある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を目指します。そして、保護者・地域、関係機関が、学校運営や教育活動へ参画することで、よりよい教育環境を創造し、子供たちの学びや体験を充実させていきます。

「コミュニティ・スクール」って何？

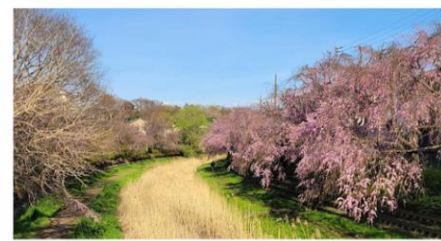
コミュニティ・スクールは、「学校運営協議会」を設置している学校をいいます。学校運営協議会を設置することで、保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することができます。

「学校運営協議会」って何？

学校の教育目標やビジョンを学校と共有するとともに、教育委員会や校長に意見を述べることで一定の権限を有する合議制の機関です。協議会の委員は、保護者、地域の方々、地域団体等の方々です。

コミュニティ・スクールを導入する理由は？

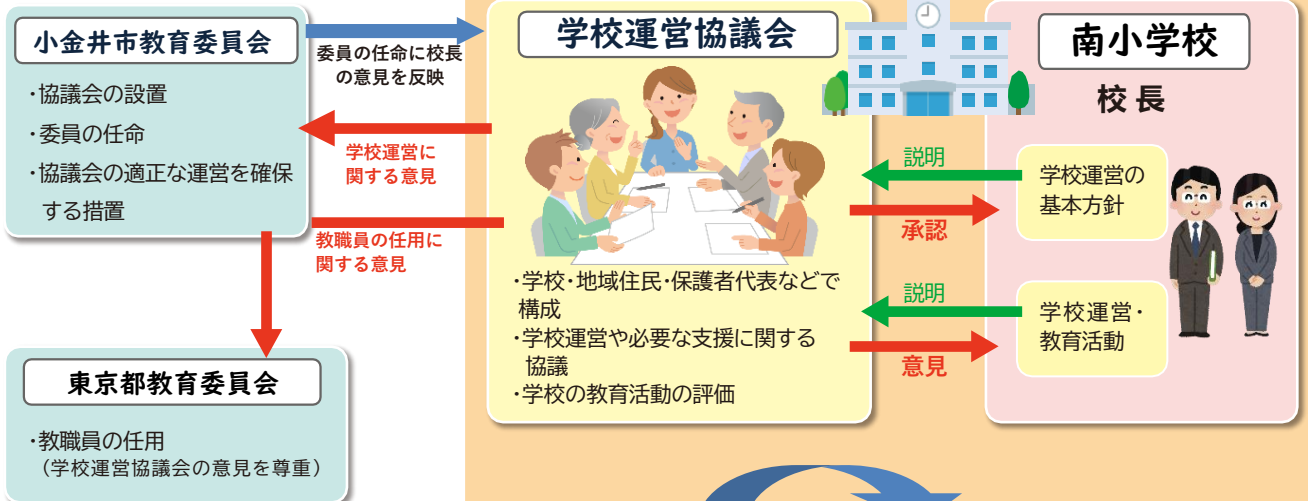
これまでの学校運営連絡会の取組を発展させ、学校と学校運営協議会が対等な立場で学校運営を行うことで、地域と共にある学校づくりの推進を行い、地域ぐるみで子供を育てていく環境を構築するためです。



南小学校コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の関係

南小学校コミュニティ・スクール

(学校運営協議会を設置した学校)



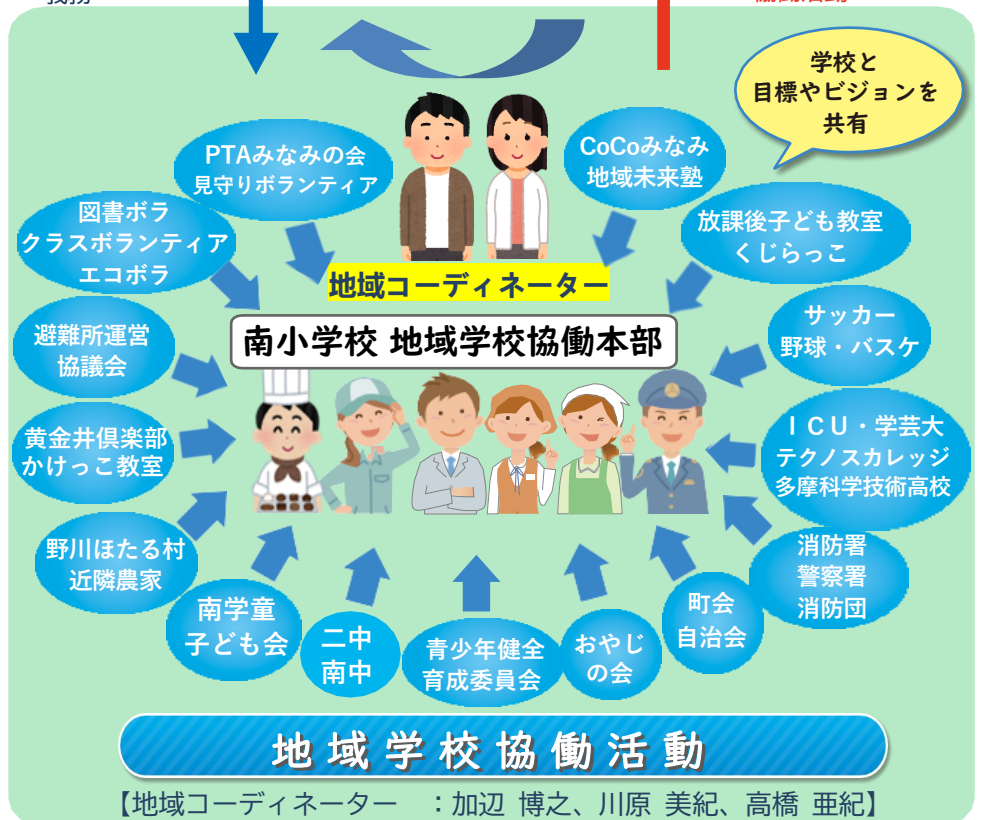
学校運営協議会委員 (敬称略)

- 野中 英邦
- 岡本 大作
- 林 徹
- 亀田 俊夫
- 副島 賢和
- 門井 睦美
- 立道 泰寛
- 高橋 亜紀
- 加辺 博之
- 清水 果優
- 檀原 延和
- 朝井 貴世

協議の結果に関する情報提供の努力義務

連携・協働

情報提供・協議を踏まえた地域学校協働活動



学校運営協議会の主な3つの役割 (地教行法第47条の6) ※令和2年4月～:第47条の5

- 1 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。
- 2 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。
- 3 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

南小学校の地域学校協働活動の紹介

地域学校協働活動とは、保護者や地域の方々、学生、NPO、民間企業、団体・関係機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。次の時代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働します。地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において、学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動

放課後子ども教室



CoCoみなみ



地域未来塾



保護者の協力活動（図書ボラ・見守り・エコボラ・くじらっこ・クラスボランティア）



野川ほたる村

近隣農家の方・畑サポーター

キャリア教育(地域の方)



「南小に泊まろう」まな防災・あそ防災

夏休み料理教室

焼きいも大会



南小フェスティバル

黄金井倶楽部(かけっこ教室)

家庭教育学級(影絵)

